

保護者様

島根県立邇摩高等学校長

インフルエンザに罹患した場合の対応について（お願い）

お子様が、インフルエンザに罹患した場合は、主治医の先生の指示された期間、登校および外出を控え自宅で療養をお願いします。療養期間中は、出席停止期間となり欠席扱いにはなりません。完治するまで、安心して療養してください。

インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日間を経過するまで」と学校保健安全法施行規則で決められています。感染拡大防止のため必ず療養期間を厳守してください。なお、主治医の先生から、出席停止基準より早く登校を開始して良いと言われた場合は、下記のような対応をお願いします。感染拡大防止のためご協力をお願いします。よろしくお願いたします。

言己

1 療養期間について

* 医師から、下記の「出席停止期間の基準より早く登校して良い」と指示された場合は、必ず再受診し登校の許可を得てください。

* インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則より）

「**発症後（発熱後）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**」

例：発症後2日目に解熱した場合

発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発熱初日	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日を経過して いないため登校不可	登校 可能

例：発症後4日目に解熱した場合

（4日目以降に解熱場合は、**解熱日によって出席停止期間は延長されます。**）

発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発熱初日	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

2 次回、登校の際について

登校後、保健室に行き「処方箋(薬の説明書)のコピー」の提出をお願いします。
(診断書は有料のため必要ありません。)